

甲第(22)号証

舞鶴市史 通史編(上)

五年（一七八五）七月二十三日 総町中より御祈禱 町方流行病の気配があるので、病難除御祈禱、二十三日臨時待、同日日懸かり 町中縦参り、朝代社、愛宕社（知恩院）、神明社 公儀より仰せ出された触書には、

一時疫ニハ大つぶの黒大豆をよくいりて煮合、甘草苦々水にてせんじ出し、時々飲んでよし

一時疫ニハ苦荷の根と葉をつきくだき汁を多く飲んでよし

一時疫には牛蒡をつきくだき、汁をしぼり、茶碗半分ずつを一度飲んで、その上桑の葉を握り弱火にてよくあがり、きらびに成たる時、茶碗四はい分の水を二はいせんじて一度に飲んで汗をかきてよし、もし桑の葉なれば枝にてもよしと教えている

七月～九月 天下風邪流行、しかし人は死なず

享和三年（一八〇三）四月 四月ころ日本中にはしかばやる

天保九年（一八三八）八月 域下町一帯疫病流行容易に終息せず、町々からの願いにより朝代社において十四日鎮疫祭、十五日勅請御祈禱を頼み、十五日朝五時（午前八時）年寄・肝煎は上下（かみしも）をつけ参詣のこと、組頭ははかま、羽織を着用、並びに町方すべて参詣のこと十四日臨時待、十五日日尽し、十六日円満寺で鎮災消除の祈禱を行う

安政六年（一八五九）七月二十八日 世上で悪病が流行し、朝代で祈禱正四時、年寄・肝煎羽織、はかま着用参詣する

「七年（一八六〇）二月二十五日 朝代社にて朝五時より七時（午後四時）まで庚申祭、流行病除去の祈禱執行、年寄・肝煎ははかま、羽織を着用の上参詣する

万延元年（一八六〇）八月 諸所でコロリといふ病氣に多くの人が患う。東吉原町内の世話方や役方から当病が平靜になるよう吉坂稻荷へ祈禱依頼、神主は東稻荷社にて一夜三日の祈禱をお

文久二年（一八六二）七月

こなう

当年世上一統はしか大流行する

〔田村家・森本家・土井家文書〕「竹屋区有文書」

地 震 近世における地震で、丹後田辺の領民たちが感じ取つて記録したとおもわれる古文書は、数点あるが、家屋の倒壊や人命にかかるような地震は、起きていないようである。一応これらの記録を拾つてみることにする。

寛永四年（一六一七）正月二十一日	大地震起る
慶安四年（一六五〇）六月二十日	大地震起る
寛文二年（一六六二）五月	大地震、七月晦日まで続いたといふ
延宝七年（一六七九）七月十四日	大地震起る
元禄十六年（一七〇三）十一月二十一日	夜子の刻地震、その時五戸大地震あり
宝永四年（一七〇七）十月四日	大々地震起る。しばらくして五百目鐵砲天を打つ如く二十ばかり鳴る、大坂では津波で数万人死ぬ、五十日余昼夜とも小地震絶えず
享保五年（一七二〇）正月二十四日	大地震起る夜大電電あり

〔織城寺年代記〕「田村家・百田家文書」

なお、安政二年（一八五五）十月一日の江戸大地震には、「江戸表大地震ニ付町々御祈禱獻上いたし候」（瀬尾家文書）とあるように將軍家の膝元である江戸は、一・五キロ四万に及ぶ地域から壊れた家一万戸、二四六戸、死者七、〇〇〇人から一万人を出したと言われる大被害に対して、田辺藩城下の町々は、心からの祈禱を捧げたのであろう。

津 波 地震によると思われる津波の記録が一件ある。

寛保元年（一七四一）酉ノ七月十九日小幡村 野原村高浪瀬家八拾軒内武拾八軒へ漁家依之ニ小屋かけ材木相願御公儀より願之通ニ被遣候縄四百二十束裏五千六百束ハ大庄や八組割ニ被仰付候 世間ニたゞく申様ニハ津浪と申候俄ニ出来申し済差而大風も吹申ニ出来申送ニ而候

〔金村家文書〕

七月十九日大入村近所四五ヶ村津波打

〔田村家文書〕

同日、蝦夷松前領に大津波、死者一、四六七人、流失家屋七二九戸に及んだ（「年表日本歴史」筑摩書房）もあり、日本海沿岸地方に大きな被害があつたものと思われる。当時、このことを記録した人は、津波の起因を大風も吹かないのに、にわかにできる波としている。

社倉 城下町における災害の状況や、その対策は以上の通りであるが、これら災害に対する常備救済施設として、文政三年正月、藩は各町の年寄に対して社倉を設け、米穀を貯蔵し非常の場合に備えるよう命じた。その建設費用として藩から米百俵と蔵普請の材木、作料相当分の米が下渡された。この不足については町役人ばかり、一一〇匁掛け、一八人講として取り立てた。貯穀は町中の身上相応の者ばかりに行わせ、結局一四人が御蔵米から一一三俵、同十一月晦日の米値段、一石につき銀四一匁替えで買い取り三か年賦で納米した。一俵につき一七匁三分、代銀札一貫九五五匁三分五厘であった。

この社倉はまた、商人たちの金融機関として役立たせ、土地、家屋等を抵当として長期にわたって融通した（「社倉納米控」竹屋区有文書）。

なお、社倉の設置されていた場所については明らかでない。

農村の備荒救恤 大庄屋八組内の各村々の出火に際しては、その救済手段としては全組の責任において、火元・類焼家を問わず一定の方法で救済に当たつた。寛政六年（一七九四）一例として「出火之節小屋掛け用定扣」（上野家文書）により、救済の概略をみることにする。被災者への小屋掛けの材料は身分により相違する。庄屋家二間ニ六間（一軒分以下同じ）・年寄家一間ニ五間・百姓家一間ニ四間・水呑家一間ニ三間のそれぞれの規模の定に応じて、裏何百束・縄何十束それに本柱・間柱・桁・梁・中量・合上・棟角材・垂木・棟丸が何本と基準が決められている。さらに焼失の軒数により相互救済に当る責任範囲を、火災が生じた村限りで、あるいは組限りで、また東西の受持ちで行うことをそれぞれ次のように「定」として決めている。

定

一 五軒迄 其村限

一 拾軒迄 其組限

一 拾軒より類焼家

武拾軒迄

西焼失之筋者

西より材木

東より縄裏

東焼失之筋者

東より材木

西より縄裏

武拾老軒より東西押押之割

延享四年

右之御方様御役中ニ御定之控

其後寛政六甲寅年十一月 日

拾軒より

武拾軒迄類焼

東西割ニ定

一 拾老軒より材木縄裏共

東西無捨別割ニ而可仕事

則森村焼失之初大庄屋中相談ニ而究也

右之過年來割いたし承候処元治元甲子年七月下漆原村失

燒之節大庄屋中相談之上世間諸色高直故已來者倍増候以上

中嶋治大夫

須田四郎右衛門

舞鶴市史通史編（上）執筆者

氏名	執筆	項目	章	節	備考
黒田 雄紀	自然環境	4 気候			元舞鶴海洋気象台予報課長
川端 博	原始古代	4 気候 舞鶴海洋気象台の観測資料	第2章	第1節～第3節	舞鶴海洋気象台技術専門官
釋 龍雄	原始古代		第4章 第5章	第2節 松尾寺、鶴音信仰・西園三十三所巡礼	元京都府立丹後郷土資料館館長
石川登志雄	中世		第1章 第2章 第3章 第4章	第1節～第3節 第4節～第2節	京都府立丹後郷土資料館技師
坂根 清之	自然環境	1 位置、2 地形、3 地質構造と地質の特質			舞鶴市市史専門委員
中嶋 利雄	中世		第3章	第1節～第2節、第4節	舞鶴市市史専門委員
瀬戸 美秋	近世		第2章 第5章 第6節 第9節	漁業、鉱業、商業	舞鶴市市史専門委員
井上金次郎	原始古代		第1節 第2節 第3節～第4節	丹後の七仏薬師富栢院、円隆寺	舞鶴市市史編さん委員
小川 高	近世		第4章 第3章 第2章 第3章	第7節～第4節 第3節～第4節	舞鶴市市史編さん委員
真下 八雄	近世		第1章 第3章 第4章 第4章	第1節～第2節 第3節～第4節 第5節～第6節 第7節～第8節 第1節～第3節	舞鶴市市史編さん委員
協力者	杉本 嘉美 (事務局) 市史編さん室 室長 " "				
	瀬戸 中美 田四月朔日忠雄 江上昭子				

舞鶴市史・通史編（上）

印 刷	平成5年1月10日
発 行	平成5年3月20日
編集人	舞鶴市史編さん委員会
発行人	舞鶴市長 町 井 正 登
発行所	舞鶴市役所 舞鶴市字北吸1044番地
印刷所	ヨシダ印刷株式会社 金沢市御影町19番1号